

医危第2402号
令和3年11月15日

県内薬局 開設者殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

薬局における新型コロナウイルス感染症の経口治療薬に係る対応薬局のリスト作成について（依頼）

日頃から、本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和3年11月9日付け、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る医薬品提供体制の整備について」が発出され、自宅療養者等に適切かつ迅速に、必要な治療薬を滞りなく提供できるよう、地域において対応する薬局（以下、「対応薬局」という。）をあらかじめリスト化し治療薬を供給する体制の構築が求められています。

標記経口薬については、供給量が限られる場合には、下記2に記載の要件を満たし、リストに掲載された薬局のみが取り扱うことが想定されますが、多くの薬局に御協力頂きたいと考えています。

つきましては、対応薬局として御協力頂ける場合は、Webフォームから御回答をお願いいたします。

また、上記回答に関わらず、今後、県から直接薬局へ新型コロナに関する情報発信や、こうしたご依頼をさせていただく可能性があり、その手続きを効率的に進めるために、お手数ですが、以下のWebフォームから薬局連絡先等の基本情報について必ず入力ください。

なお、対応薬局として御希望されない薬局で、既にご登録いただいている薬局については改めての登録は不要です。

1 回答方法等

○回答期限

令和3年11月22日（月）

○回答方法

以下の「経口薬対応薬局」兼「薬局情報」登録Webフォームからご回答ください。

<https://30037ff9.form.kintoneapp.com/public/3b5bd600415a1d3129b587d98d3cad84e11269b568cf556c06062c0e73a9b0e7>



「経口薬対応薬局」兼「薬局情報」
登録 Web フォーム

2 「対応薬局」の要件 ※以下（ア）（イ）（ウ）のいずれも満たす薬局

（ア）「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡）（いわゆる「0410対応」）

「2. 薬局における対応」に記載する服薬指導等の実施や薬剤の配送等の対応を行うこと。

（イ）夜間・休日、時間外、緊急時の対応（輪番制による対応含む）を行うこと。

（ウ）対応薬局リストに掲載し、薬局名、所在地及び連絡先を地域の医療機関等と共有することに同意すること。

3 薬剤の配送費等

「薬局における薬剤交付支援事業」の活用が可能です。当該事業については、公益社団法人神奈川県薬剤師会のホームページで御確認ください。

URL <https://www.kpa.or.jp/news-for-all/91413/>

【参考資料】

- 「薬局における新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る医薬品提供体制の整備について（令和3年11月9日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・厚生労働省医薬・生活衛生局総務課）

通知URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000853165.pdf>

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等野時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日 厚生労働省医政局医事課・厚生労働省医薬・生活衛生局総務課）

通知URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000620995.pdf>

問合せ先

次の問合せフォームから、お問合せください。

<https://30037ff9.form.kintoneapp.com/public/342c9f2e0c65dd4ef9e47ae05015cf1b11c57e2d4effadec9ec844a29e29d6e>



問合せフォーム

医療危機対策本部室 感染症対策グループ
生活衛生部薬務課 薬事指導グループ